

# 三重県子どもの貧困対策計画

平成28年3月

三重県

## はじめに

平成25年国民生活基礎調査によると、わが国の子どもの相対的貧困率は16.3%となり、子どもの6人に1人は貧困状態にあるとされています。

三重の子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右され、夢と希望が閉ざされることがあってはなりません。人間形成の最も重要な時期に、貧困の環境で育つことが原因で、子どものやる気や意欲、可能性が摘み取られたり、生きる意味や目標を見失ったりすることは最大の不幸であり、子どもを取り巻く環境を改善することは、直ちに取り組まなければならない喫緊の課題であると認識しています。

子どもの養育は第一義的には保護者の責任とも言われますが、家族のあり方が多様化し、地域の絆が薄れるなかで、行政が中心的な役割を果たしつつ、社会全体で子どもや家庭をさまざまに支え、この課題に取り組んでいかなければならないと考えています。

三重県では、平成26年度に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざして、子どもや家庭を支え、応援するさまざまな取組を進めているところです。

そして、このたび、国における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と「子供の貧困対策に関する大綱」の策定をふまえ、県民の皆さんのさまざまなご意見やお考えをうかがいながら、今後の県の方針や取組などを示した、三重県の子どもの貧困対策の道標となる「三重県子どもの貧困対策計画」を策定しました。

子どもたちが抱える課題や生活の実態はさまざまですが、皆の共通の願いは「夢と希望が持てる社会」であることです。子どもの貧困対策のキーワードは「貧困の連鎖」であり、それを断ち切ることが最も重要といわれています。福祉施策により子どもや家庭が抱えるさまざまな課題に的確に対処するとともに、質の高い教育を保障し、すべての子どもが意欲と能力を育むことができるよう取り組んでいくことが必要です。また、子どもの貧困を抱える家庭は、自らSOSを発しないという課題があります。福祉部署と学校がそれぞれの機能を発揮するとともに緊密に連携し、子どもに必要な支援を確実に届けていくことが、今後の子どもの貧困問題の解消に向けた大きな力になるものと考えます。

みえの次代を担う子どもたちの明るい未来を保証し、その願いをかなえるため、「三重県子どもの貧困対策計画」をもとに、県がその推進機関として一丸となって取り組む所存ですが、子どもの貧困問題は県や市町など行政だけで解決することは出来ません。

どうか、関係機関・団体、企業、そして県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成28年3月

三重県知事 鈴木 英敬

# 目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	
	4 子どもの貧困のとらえ方	
II	現状と課題	2
	子どもの貧困に関する現状と課題	
III	実態調査	17
	1 調査の目的	
	2 調査の概要	
	3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困につながる要因と課題）	
IV	基本理念と基本方針	20
	1 基本理念	
	2 基本方針	
V	具体的取組と計画目標	21
	1 考え方	
	2 具体的な取組	
	1 教育の支援	
	2 生活の支援	
	3 保護者に対する就労の支援	
	4 経済的支援	
	5 包括的かつ一元的な支援	
VI	計画の推進体制	34

参考資料

## I 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が閣議決定されました。

法において、都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されています。

三重県では、平成 26 年度、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の 5 年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置づけています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三重県子どもの貧困対策計画」を新たに策定し、地域の実情に応じた施策に取り組んでいきます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、法第 9 条第 1 項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間(平成 27 年度から平成 31 年度)の終期に合わせて、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

### 4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

Ⅱ 現状と課題

(1) 子どもの貧困率（全国値）

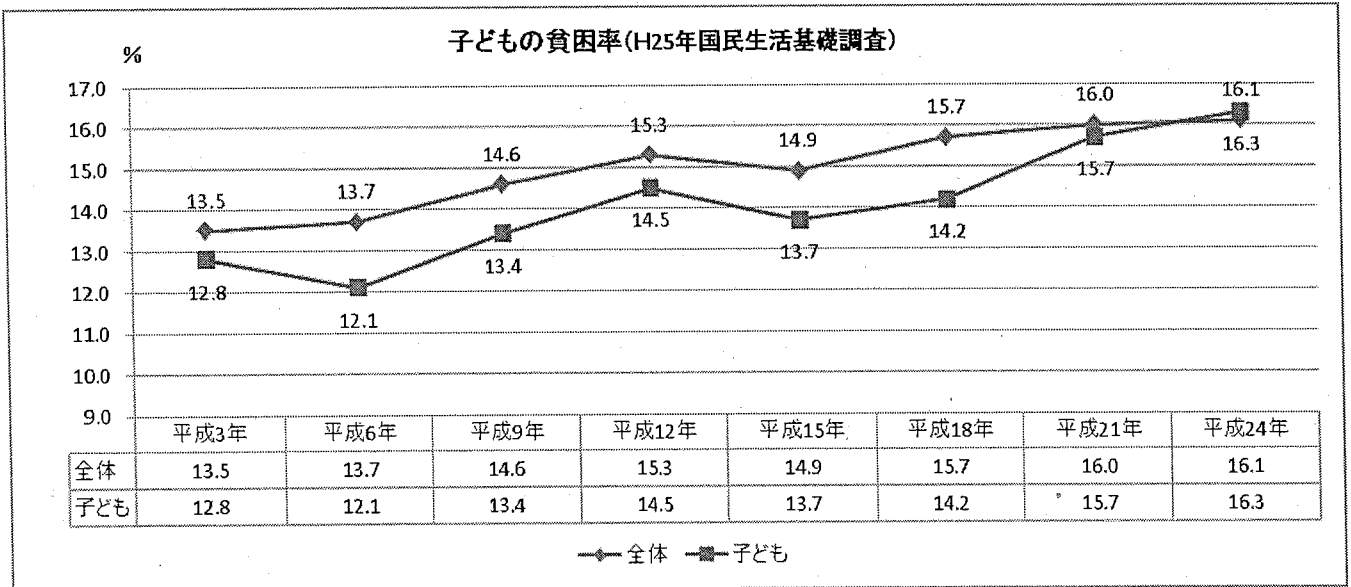
- 平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%と、およそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。
- また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、特に大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と非常に高い水準となっており、ひとり親世帯など大人1人で子どもを養育している家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

全国の貧困率の年次推移（平成25年国民生活基礎調査）

単位：%

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が1人	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が2人以上	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
貧困線（万円）	135	144	149	137	130	127	125	122

- ※ 相対的貧困率とは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯員の割合。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯に属する世帯員全員に占める、等価可処分が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは18歳未満の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。



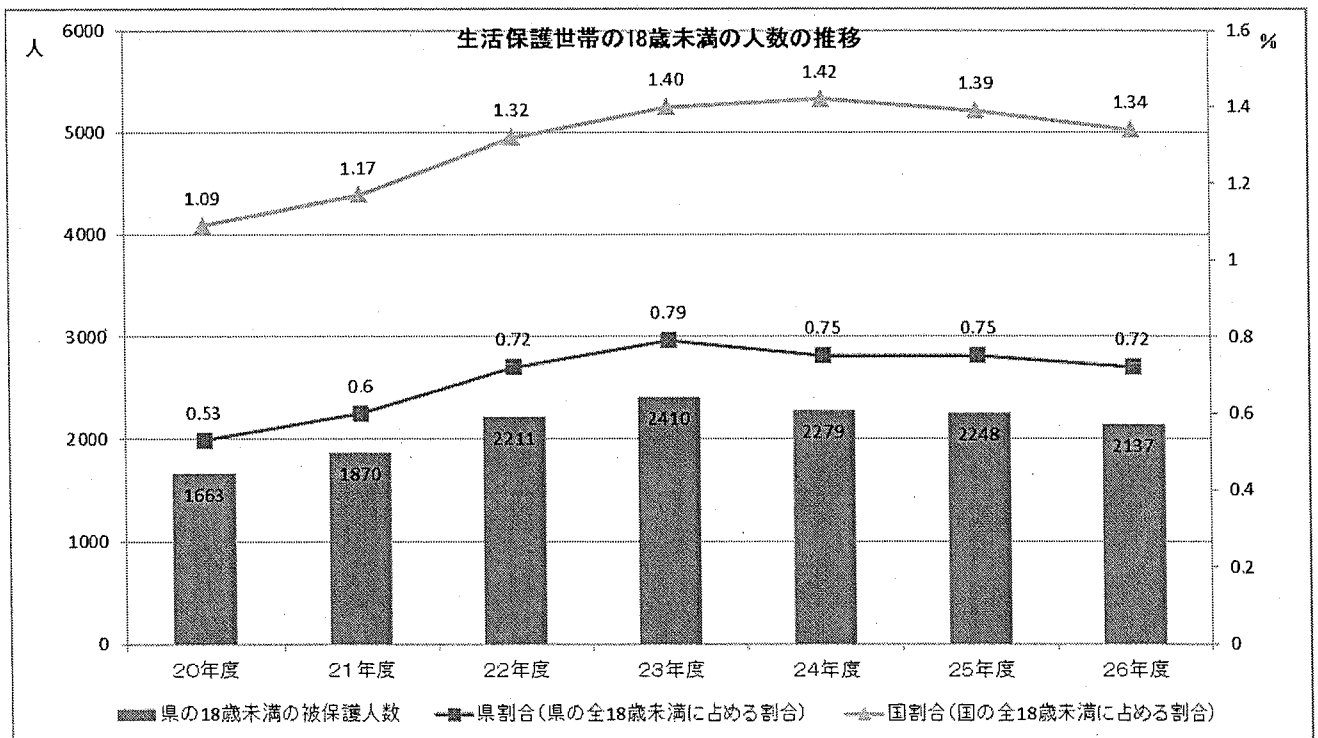
(2) 生活保護世帯の子どもの数

- 県内の生活保護世帯数は、平成 26 年度は 12,928 世帯と、年々増加傾向にあります。
- また、被保護世帯人員についても、同じく増加傾向にあります。このうち、生活保護世帯における 18 歳未満の人数は、2,000 人台で推移しており、県全体の 18 歳未満の人数に占める割合は、全国平均より低い 0.7% 台で推移しています。

被保護世帯数等の推移(厚生労働省:被保護者調査)

三重県		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
被保護世帯数		10,426	11,824	12,615	12,830	12,927	12,928
被保護世帯人員(人)		14,239	16,281	17,416	17,478	17,495	17,251
め1へる生 る8人1活 割歳～8保 合未及歳護 満び未世 人全満帯 口てのに にの人お 占数け	0～5歳	432	536	605	562	530	487
	6～11歳	669	770	817	775	766	736
	12～14歳	383	469	499	482	464	445
	15～17歳	386	436	489	460	488	469
	合計	1,870	2,211	2,410	2,279	2,248	2,137
	18歳未満人口	312,520	309,157	306,652	302,516	298,948	294,914
	割合(%)	0.60	0.72	0.79	0.75	0.75	0.72

※生活保護世帯における 18 歳未満の割合の分母は、各年 10 月 1 日現在の全ての 18 歳未満の推計人口



(3) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率

- 県全体の中学校卒業者の高等学校等進学率は、全国平均と同様に 98%台で推移しており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学しています。  
県全体の高等学校等卒業者の大学等進学率は、約 70%で推移しており、全国平均をやや下回る程度ですが、就職率は、約 25%程度と、全国平均を 8ポイント程度上回っています。
- 生活保護世帯の子どもの場合、高等学校等進学率および大学等進学率は、県全体と比較するといずれも低く、特に大学等進学率は全国平均と比較して大きく下回っています。一方で、高等学校等卒業後の就職率は、全国平均と比較して高い割合となっています。
- 高等学校等中退率について、生活保護世帯は県全体と比較すると高く、全国平均と比較すると低い水準となっています。

生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率

○中学校卒業後				
高等学校等進学率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
平成21年度卒業	98.6	83.9	98.4	87.5
平成22年度卒業	98.6	89.7	98.6	89.5
平成23年度卒業	98.5	91.9	98.7	89.6
平成24年度卒業	98.6	89.0	98.8	90.8
平成25年度卒業	98.7	91.1	98.8	91.1
平成26年度卒業	98.8	93.5	98.9	—

就職率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
平成21年度卒業	0.5	—	0.4	—
平成22年度卒業	0.5	—	0.4	—
平成23年度卒業	0.4	3.0	0.4	—
平成24年度卒業	0.5	2.7	0.4	2.5
平成25年度卒業	0.6	3.9	0.4	2.0
平成26年度卒業	0.6	1.4	0.4	—

高等学校等中退率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
平成21年度卒業	1.4	—	1.7	—
平成22年度卒業	1.6	—	1.6	—
平成23年度卒業	1.7	5.4	1.6	—
平成24年度卒業	1.5	3.9	1.5	5.3
平成25年度卒業	1.6	3.8	1.7	4.9
平成26年度卒業	1.7	2.6	1.5	—

(注) 高等学校等とは、高等学校（中等教育諸学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）、高等専門学校又は専修学校等をいう。なお、高等学校等中退率は、専修学校等は含まれない。

○高等学校等卒業後				
大学等進学率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
平成21年度卒業	69.9	-	76.6	-
平成22年度卒業	70.9	-	76.3	-
平成23年度卒業	71.2	-	76.4	-
平成24年度卒業	69.4	10.6	76.3	32.9
平成25年度卒業	70.0	18.5	76.2	31.7
平成26年度卒業	69.5	24.2	76.4	-

就職率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
平成21年度卒業	23.9	-	15.8	-
平成22年度卒業	24.6	-	16.3	-
平成23年度卒業	24.1	62.3	16.8	-
平成24年度卒業	25.2	74.1	17.0	46.1
平成25年度卒業	26.0	58.7	17.5	43.6
平成26年度卒業	26.3	57.9	17.8	-

※文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 大学等は、大学等(大学及び短期大学)、専修学校等(専修学校及び各種学校)をいう。

#### (4) 就学援助を受けた児童生徒(要保護・準要保護児童生徒)の数

- 義務教育に関しては、「学校教育法」第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、市町が、学用品費、通学費、修学旅行費等の援助を行っています。対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」と、市町教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定する「準要保護者」となっています。
- 全国の就学援助を受けた公立小中学校児童生徒の数は、平成25年度で1,514,515人と2年連続の減少となっています。全児童生徒数に占める割合は、15.42%(就学援助率)で、平成7年の当該調査開始以来、初めての減少となっています。この減少の主な要因は、就学援助対象人数については、児童生徒数全体の減少、就学援助率については、経済状況の改善が考えられます。
- 平成25年度で、本県の就学援助を受けた公立小中学校児童生徒の数は、17,463人、就学援助率は、11.61%となっており、国の就学援助率を下回っているものの、児童生徒の10人に1人は就学援助を受けていることになります。

＝「参考」＝

三重県公立小中学校数(平成27年5月1日現在) 小学校399校 中学校164校

※文部科学省「学校基本調査」



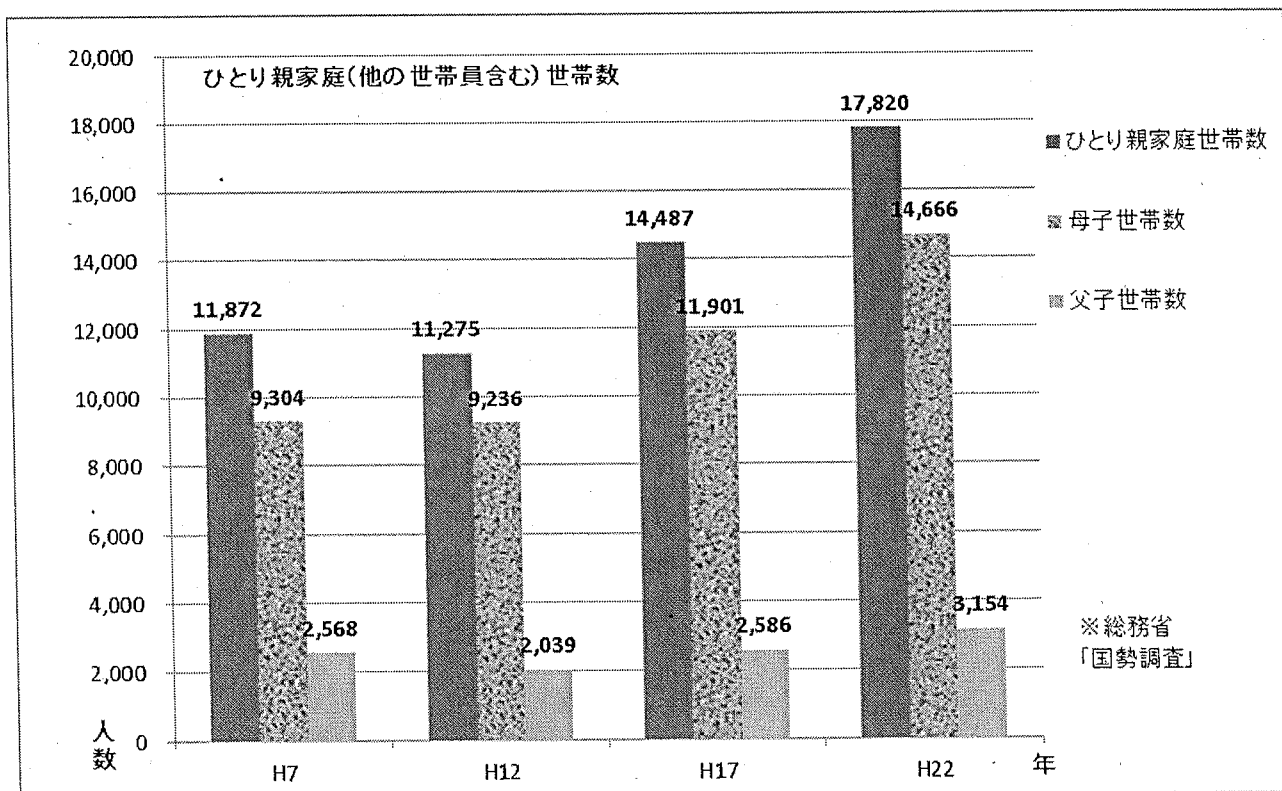
要保護及び準要保護児童生徒数の推移

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	三重県	15,923	16,780	17,197	17,175	17,463
	全国	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023	1,514,515
公立小中学校の児童生徒数(人)	三重県	157,704	155,784	154,440	152,160	150,432
	全国	10,255,247	10,148,668	10,061,116	9,922,963	9,822,443
就学援助率(%)	三重県	10.10	10.77	11.14	11.29	11.61
	全国	14.51	15.28	15.58	15.64	15.42

※ 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数（各都道府県別）」

(5) ひとり親家庭の世帯数等

- 本県の平成 22 年の 20 歳未満の世帯員がいる世帯は 185,575 世帯で、このうちひとり親世帯（他の世帯員も含む）の割合は 9.6%（母子世帯の割合は 7.9%、父子世帯の割合は 1.7%）となっており、世帯数は、17,820 世帯となっています。平成 12 年から平成 22 年の間では、母子世帯は 58.8%（5,430 世帯増）、父子世帯は 54.7%（1,115 世帯増）の増加となっています。
- 児童扶養手当受給者数も増加傾向にあり、平成 22 年度に 14,000 人を超えて以降、毎年 14,000 人台で推移しています。（平成 22 年 6 月に児童扶養手当法が改正され、父子家庭も支給対象になりました。）





年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
三重県	9,142	9,892	10,695	11,589	12,300	12,894	13,088
全国	708,395	759,197	822,958	871,161	911,470	936,579	955,741
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
三重県	13,105	13,239	13,382	14,650	14,809	14,794	14,811
全国	955,941	966,266	985,682	1,038,244	1,071,466	1,085,552	1,075,336
年度	H26						
三重県	14,428						
全国	1,058,663						

単位：人

※厚生労働省「福祉行政報告例」毎年度3月31日現在

### (6) ひとり親家庭の親の就業率等

- 本県のひとり親家庭の就業状況については、母子世帯の母の就業率が約80%と全国と同様の水準です。
- 本県のひとり親家庭の世帯平均収入は、全国の平均より、母子世帯及び父子世帯ともに低い値となっています。また、父子世帯の父の就労収入は、全国の平均より低い値となっています。
- 従事している仕事の内容は、本県の母子世帯は「事務(27.2%)」と「サービス業(17.2%)」が多く、全国調査と同様の傾向となっています。本県の父子世帯は、「建設・採掘(20.7%)」、「農林漁業(11.8%)」と「事務(11.8%)」が多く、一方で全国は「専門的・技術的職業(22.1%)」が多く、異なる傾向にあります。

ひとり親家庭の親の就業状況(就業率)

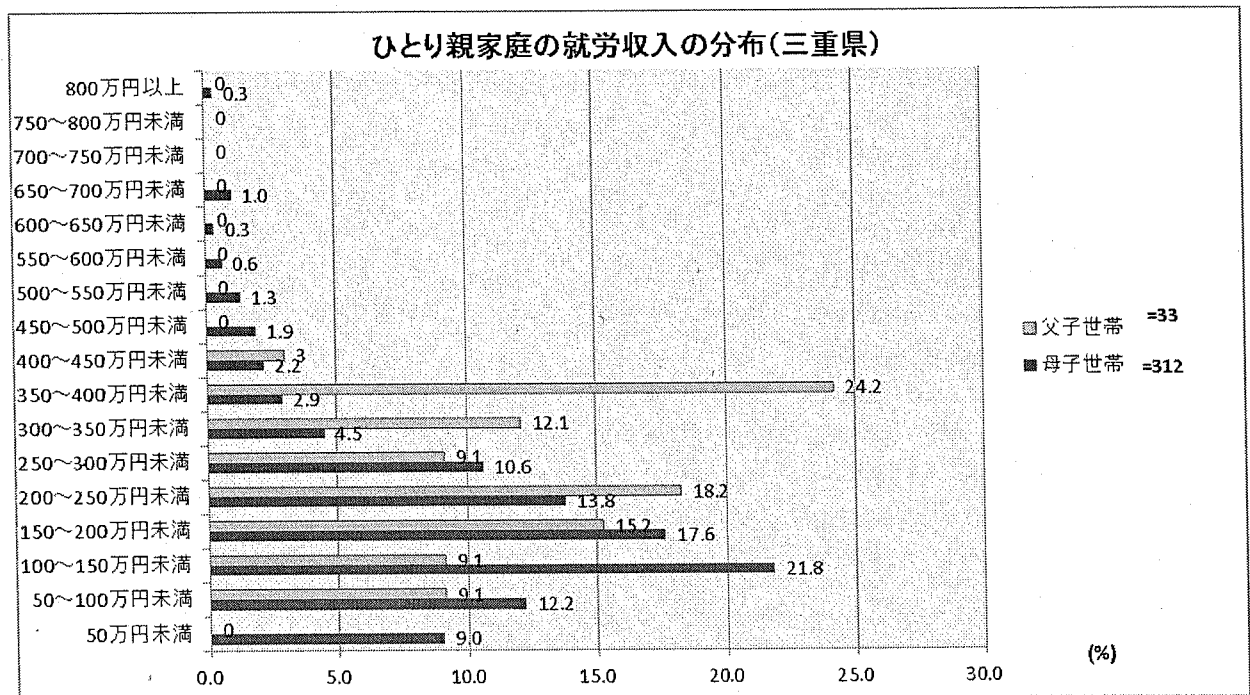
単位: %

	三重県ひとり親家庭等実態調査		全国母子世帯等実態調査	
	平成21年度	平成26年度	平成18年度	平成23年度
母子世帯の母の就業率	90.2	81.6	84.5	80.6
父子世帯の父の就業率	-	100.0	97.5	91.3

ひとり親家庭の収入の状況

	三重県ひとり親家庭等実態調査 (平成26年度)	全国母子世帯等実態調査 (平成23年度)
母子世帯の世帯収入	200~250万円未満 ※	291万円
父子世帯の世帯収入	250~300万円未満 ※	455万円
母子世帯の就労収入	150~200万円未満 ※	181万円
父子世帯の就労収入	200~250万円未満 ※	360万円

※全体の中央に位置する中央値の階層



ひとり親家庭の親の就業状況(地位別仕事内容の割合) 単位：%

		三重県ひとり親家庭等実態調査	全国母子世帯等調査
		平成26年度	平成23年度
母子世帯の母の就業	専門的・技術的職業	14.6	18.1
	管理的職業	1.1	1.5
	事務	27.2	21.8
	販売	11.5	9.4
	農林漁業	0.0	0.4
	保安職業	0.0	0.2
	生産工程	11.5	8.6
	輸送・機械運転	1.1	0.5
	建設・採掘	0.0	0.2
	運搬・清掃・包装等	3.5	4.1
	サービス業	17.2	23.0
	その他(在宅、個人事業主等)	12.3	9.0
	不詳	—	3.2
	総数	100.0	100.0
父子世帯の父の就業	専門的・技術的職業	2.9	22.1
	管理的職業	0.0	7.0
	事務	11.8	5.7
	販売	8.8	4.9
	農林漁業	11.8	3.9
	保安職業	0.0	1.6
	生産工程	2.9	10.4
	輸送・機械運転	8.8	9.0
	建設・採掘	20.7	10.0
	運搬・清掃・包装等	2.9	5.1
	サービス業	8.8	10.7
	その他(在宅、個人事業主等)	20.6	8.0
	不詳	—	1.6
	総数	100.0	100.0

(7) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

○ 児童養護施設に入所している三重県の子どもの学校卒業後の進路は、中学校卒業後および高等学校等卒業後ともに進学率が県全体を下回り、就職率は逆に高くなっています。この傾向は、全国平均でも同様です。

児童養護施設入所児童の進学率・就職率 平成26年5月1日現在

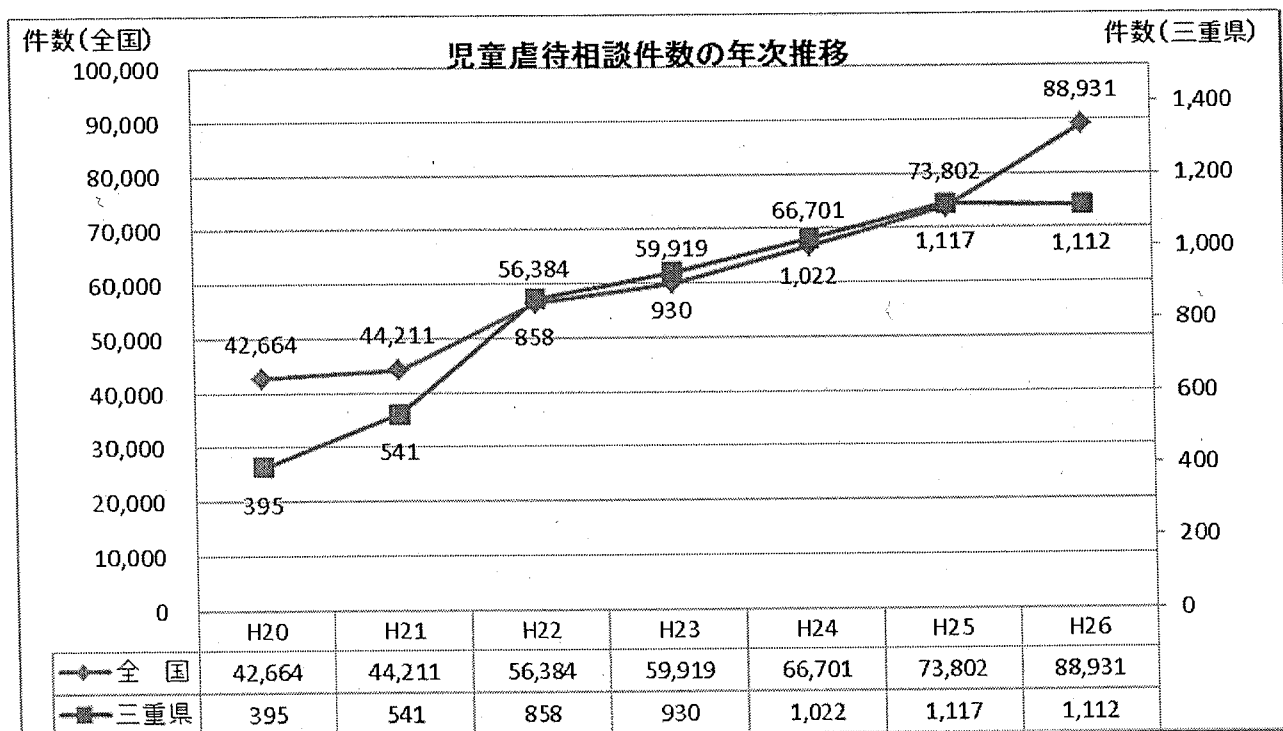
	三重県		全国	
	全体	児童養護施設	全体	児童養護施設
<b>中学校卒業後</b>				
高等学校等進学率(%)	98.7	91.4	98.8	97.2
就職率(%)	0.6	5.7	0.4	1.3
<b>高等学校等卒業後</b>				
大学等進学率(%)	70.0	18.2	76.2	22.6
就職率(%)	26.0	72.7	17.5	70.9

※文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省家庭福祉課調べ

※その他の進路を含めないため、合計は100%にならない。

(8) 児童相談所における児童虐待相談件数

○ 全国の児童相談所における児童虐待相談件数は増加し続けており、三重県でも平成26年度の児童虐待相談件数は1,112件で、すべての養護相談件数の7割以上を占めるまでになっています。



※ 厚生労働省「福祉行政報告例」

注) H26 全国件数は速報値

## 相談件数の虐待種別（三重県）

単位：件

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体的虐待	196	225	370	343	447	438	419
養育の拒否怠慢 (ネグレクト)	110	190	260	273	284	280	269
性的虐待	13	17	17	22	10	22	16
心理的虐待	76	109	211	292	281	377	408
計	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112

## (9) 長期欠席児童・生徒数

- 三重県では、小学校で 800 人程度、中学校で 1,800 人程度の児童・生徒が、様々な理由で長期にわたって学校を欠席する状況となっています。
- 不登校が家庭の経済的要因と関連している可能性や、不登校が貧困の世代間連鎖の要因となっている可能性が指摘されています。

## 理由別長期欠席者数

( )は全国

単位：人

【小学校】	30日以上の欠席者				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
平成19年度	799 ( 60,236 )	261 ( 25,248 )	0 ( 47 )	363 ( 23,927 )	175 ( 11,014 )
平成20年度	779 ( 55,674 )	248 ( 21,984 )	1 ( 61 )	377 ( 22,652 )	153 ( 10,977 )
平成21年度	741 ( 52,437 )	245 ( 19,357 )	6 ( 67 )	359 ( 22,327 )	131 ( 10,686 )
平成22年度	736 ( 52,594 )	257 ( 19,611 )	4 ( 43 )	352 ( 22,463 )	123 ( 10,477 )
平成23年度	734 ( 54,340 )	242 ( 19,595 )	2 ( 47 )	355 ( 22,622 )	135 ( 12,076 )
平成24年度	792 ( 53,952 )	236 ( 20,335 )	1 ( 34 )	391 ( 21,243 )	164 ( 12,340 )
平成25年度	859 ( 55,486 )	216 ( 18,763 )	1 ( 30 )	490 ( 24,175 )	152 ( 12,518 )
平成26年度	867 ( 57,858 )	215 ( 18,979 )	0 ( 30 )	456 ( 25,866 )	196 ( 12,983 )

理由別長期欠席者数 ( )は全国 単位:人

【中学校】	30日以上の欠席者				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
平成19年度	1,962 ( 138,882 )	223 ( 21,320 )	3 ( 194 )	1,596 ( 105,197 )	140 ( 12,171 )
平成20年度	1,914 ( 135,804 )	215 ( 19,420 )	7 ( 146 )	1,574 ( 103,985 )	118 ( 12,253 )
平成21年度	1,817 ( 128,210 )	206 ( 17,274 )	4 ( 137 )	1,471 ( 99,923 )	136 ( 10,876 )
平成22年度	1,872 ( 124,544 )	208 ( 16,769 )	2 ( 86 )	1,536 ( 97,255 )	126 ( 10,434 )
平成23年度	1,824 ( 122,053 )	203 ( 16,861 )	4 ( 72 )	1,498 ( 94,637 )	119 ( 10,483 )
平成24年度	1,776 ( 121,509 )	275 ( 18,481 )	1 ( 57 )	1,389 ( 91,249 )	111 ( 11,722 )
平成25年度	1,703 ( 125,465 )	245 ( 18,580 )	5 ( 55 )	1,371 ( 95,181 )	82 ( 11,649 )
平成26年度	1,824 ( 126,847 )	222 ( 18,786 )	2 ( 43 )	1,502 ( 96,789 )	98 ( 11,229 )

※文部科学省「学校基本調査」

(10) 就労構造（正規雇用・非正規雇用の別及び収入）

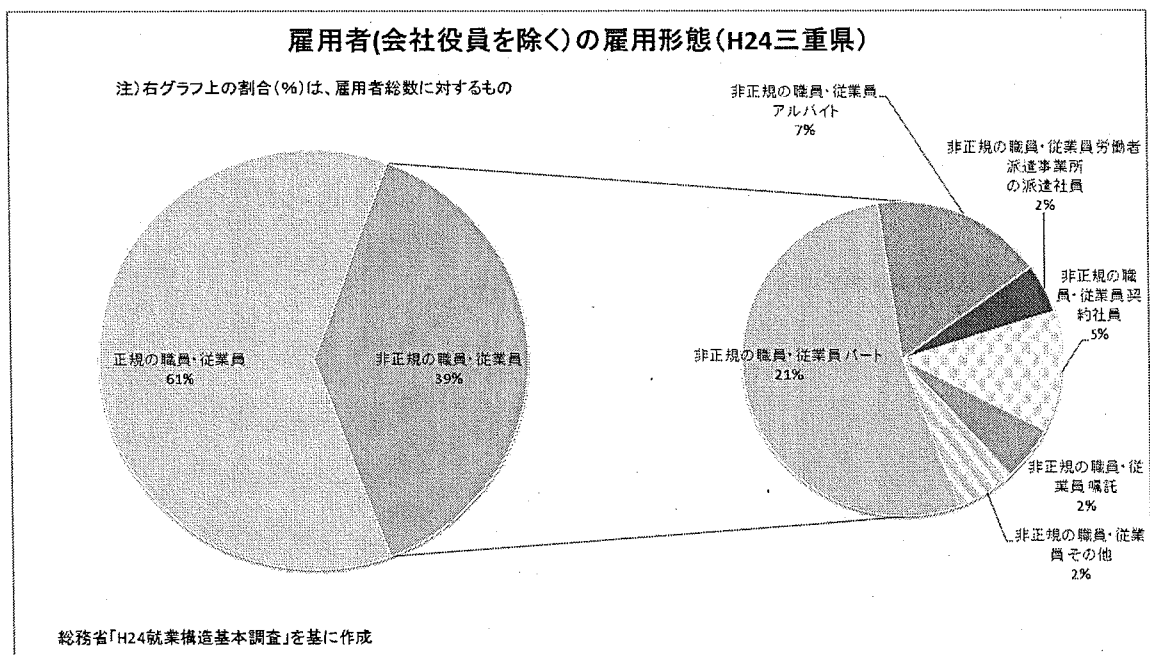
- 全国の雇用者（役員等除く）5,240万人の雇用形態をみると、平成26年（平均）で37.4%が非正規雇用（1,962万人）となっており、その中でパート・アルバイト（1,347万人）が最も多くなっています。男女別では、男性の非正規雇用率が21.8%に対し、女性は56.7%と女性雇用者の過半数が非正規雇用となっています。
- 三重県でも、平成24年（平均）で、785,600人の雇用者（役員等除く）のうち、38.6%が非正規雇用（302,900人）となっており、その内訳は、パートが161,800人、アルバイトが52,800人となっています。男女別では、男性の非正規雇用率が20.4%に対し、女性は60.8%と女性雇用者の過半数が非正規雇用となっています。
- 全国の非正規雇用者の収入は、男女問わず年収が200万円未満の者が最も多く、非正規雇用者全体の75.9%の割合を占めています。

会社などの役員を除く雇用者の雇用形態（三重県）

	総数 (人)	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員					
				パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	嘱託	その他
総数	785,600	482,700	302,900	161,800	52,800	15,400	37,500	17,200	18,300
割合(%)	100.0	61.4	38.6	(53.4)	(17.4)	(5.1)	(12.4)	(5.7)	(6.0)
男	433,100	344,600	88,500	17,500	24,300	7,600	20,700	10,900	7,600
割合(%)	100.0	79.6	20.4	(19.8)	(27.4)	(8.6)	(23.3)	(12.3)	(8.6)
女	352,500	138,100	214,400	144,300	28,500	7,800	16,800	6,300	10,700
割合(%)	100.0	39.2	60.8	(67.3)	(13.3)	(3.7)	(7.8)	(2.9)	(5.0)

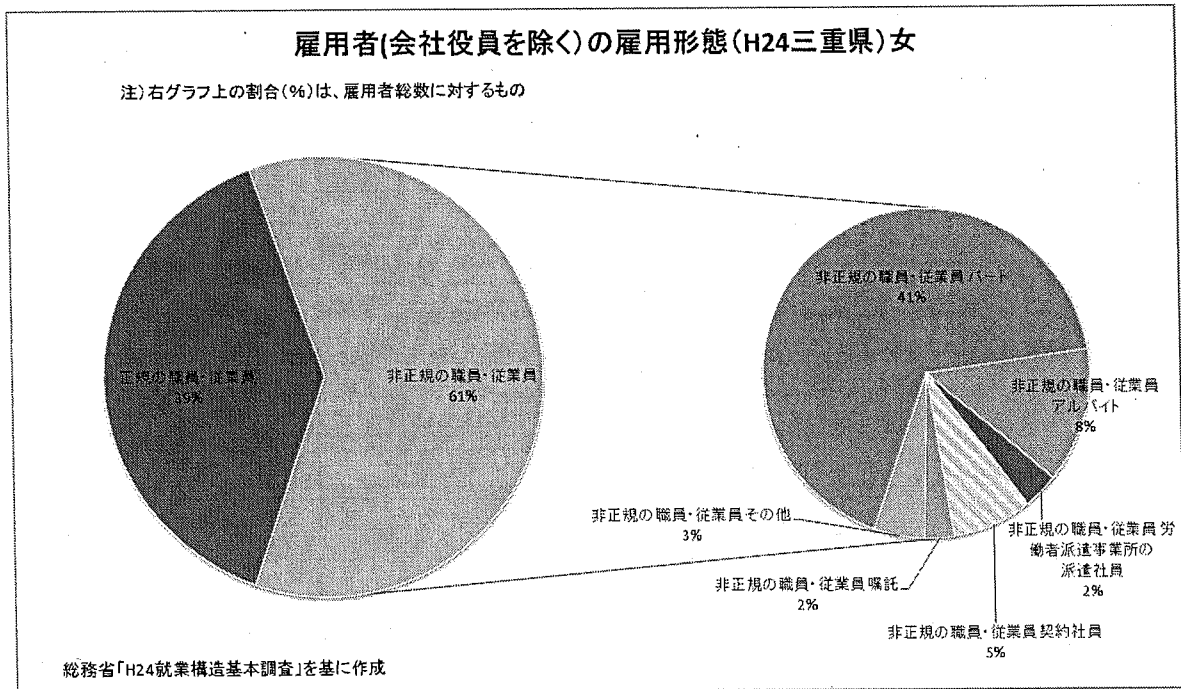
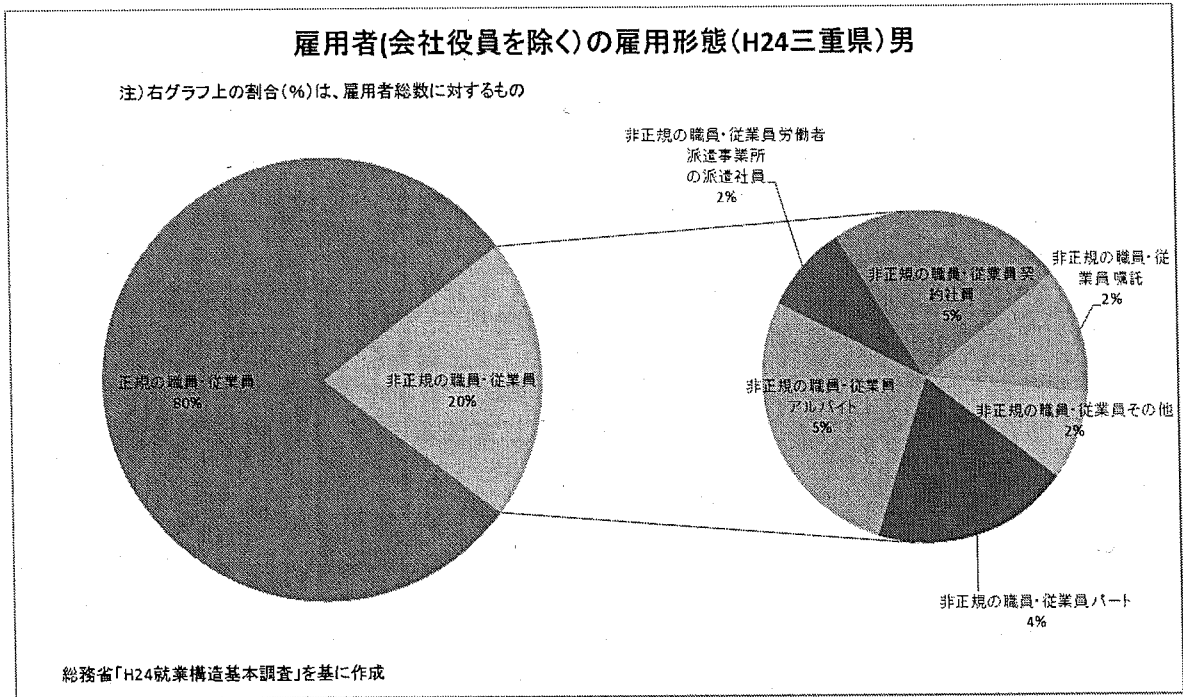
※総務省「平成24年就業構造基本調査」を基に作成

・( ) 書きの割合は、非正規雇用職員・従業員の総数に対するもの





II 現状と課題



会社などの役員を除く雇用者の雇用形態(全国)

雇用形態		実数(万人)											割合(%・ポイント)	
		雇用者	うち役員を除く雇用者	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト			労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
						パート・アルバイト	パート	アルバイト						
男女計	2010年平均	5508	5138	3374	1763	1196	852	344	96	333	138	65.6	34.4	
	2011	5531	5163	3352	1811	1229	874	355	96	360	127	64.9	35.1	
	2012	5522	5154	3340	1813	1241	888	353	90	354	128	64.8	35.2	
	2013	5545	5201	3294	1906	1320	928	392	116	273	115	63.3	36.7	
	2014	5586	5240	3278	1962	1347	943	404	119	292	119	62.6	37.4	
男	2010年平均	3148	2865	2324	540	259	87	172	35	181	66	81.1	18.9	
	2011	3163	2885	2313	571	276	94	182	39	197	62	80.1	19.9	
	2012	3147	2865	2300	566	272	97	175	36	197	61	80.3	19.7	
	2013	3140	2878	2267	610	301	101	200	48	147	72	78.8	21.2	
	2014	3151	2889	2259	630	304	103	201	48	159	76	78.2	21.8	
女	2010年平均	2361	2273	1051	1223	937	764	172	62	152	73	46.2	53.8	
	2011	2369	2279	1039	1241	954	779	173	59	163	66	45.6	54.4	
	2012	2375	2288	1041	1247	969	792	177	55	157	67	45.5	54.5	
	2013	2405	2323	1027	1296	1019	826	192	68	126	43	44.2	55.8	
	2014	2436	2351	1019	1332	1042	840	202	71	133	44	43.3	56.7	

※総務省「労働力調査」

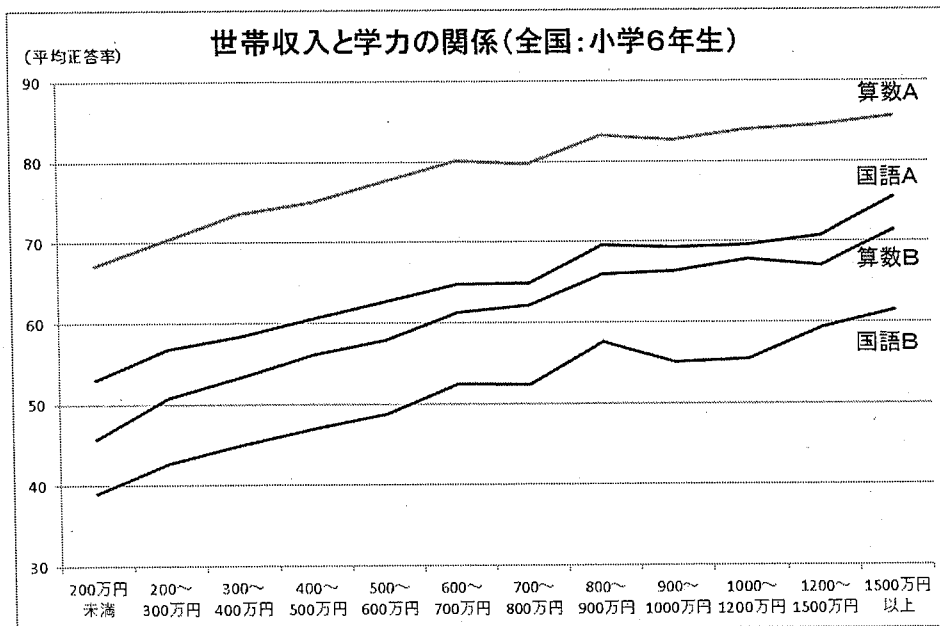
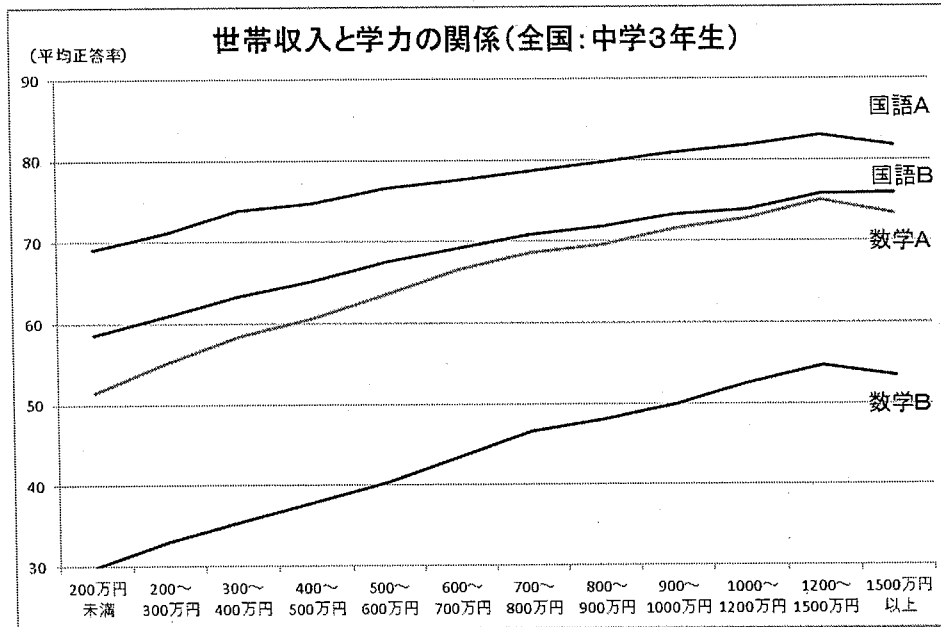
仕事からの収入(年間)、雇用形態別雇用者数

雇用形態		実数(万人)											割合(%・ポイント)	
		雇用者	うち役員を除く雇用者	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト			労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
						パート・アルバイト	パート	アルバイト						
男女計	総数	5586	5240	3278	1962	1347	943	404	119	292	119	86	-	-
	100万円未満	858	837	78	759	678	442	236	24	22	10	26	2.5	39.6
	100～199万円	1029	995	299	696	504	394	111	41	96	30	25	9.4	36.3
	200～299万円	921	886	606	280	102	67	35	34	97	34	13	19.1	14.6
	300～399万円	814	768	660	107	23	14	8	11	45	21	8	20.8	5.6
	400～499万円	580	541	504	37	5	3	2	3	15	9	4	15.9	1.9
	500～699万円	672	619	595	24	3	2	1	2	8	8	3	18.7	1.3
	700～999万円	384	338	329	9	1	1	0	1	2	3	2	10.4	0.5
	1000～1499万円	121	90	87	2	0	0	0	0	0	1	1	2.7	0.1
	1500万円以上	41	18	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.1
2014年平均	総数	3151	2889	2259	630	304	103	201	48	159	76	43	-	-
	100万円未満	192	184	27	158	127	27	100	8	9	4	10	1.2	25.8
	100～199万円	327	310	121	188	108	47	61	14	41	14	12	5.5	30.7
	200～299万円	486	464	329	135	42	17	25	13	52	21	7	15.0	22.0
	300～399万円	554	519	446	73	13	6	7	7	31	16	6	20.3	11.9
	400～499万円	446	415	386	29	3	1	2	3	12	8	3	17.6	4.7
	500～699万円	559	513	493	20	2	1	1	2	7	7	2	22.4	3.3
	700～999万円	344	303	296	7	0	0	0	0	2	3	1	13.5	1.1
	1000～1499万円	112	84	82	2	0	-	0	0	0	1	1	3.7	0.3
	1500万円以上	39	17	17	1	0	0	0	-	0	0	0	0.8	0.2
2014年平均	総数	2436	2351	1019	1332	1042	840	202	71	133	44	42	-	-
	100万円未満	666	653	51	602	550	414	136	16	13	6	16	5.2	46.2
	100～199万円	701	685	177	508	396	347	50	27	55	16	14	18.0	39.0
	200～299万円	435	422	278	145	59	50	9	21	45	13	6	28.3	11.1
	300～399万円	261	249	215	35	9	8	1	5	13	5	2	21.9	2.7
	400～499万円	134	126	118	8	2	1	0	0	3	1	2	12.0	0.6
	500～699万円	113	106	103	3	1	1	0	0	1	1	1	10.5	0.2
	700～999万円	41	35	33	2	0	0	0	0	0	0	1	3.4	0.2
	1000～1499万円	9	6	5	0	0	0	-	-	0	-	0	0.5	-
	1500万円以上	3	1	1	0	0	-	0	0	-	-	0	0.1	-

※総務省「労働力調査」

(11) 世帯の年収と子どもの学力

- 家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。



注) 国語A、算数A、数学Aは主として「知識」に関する問題、国語B、算数B、数学Bは主として「活用」に関する問題

※「全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(国立大学法人お茶の水女子大学)」に基づき作成(三重県教育委員会)

## Ⅲ 実態調査

## 1 調査の目的

子どもの貧困の実態はわかりにくく、見えにくいものであることをふまえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴き取り調査を行い、収集した事例について分析・検証し、県内における貧困の現状をより具体的に把握することとしました。

## 2 調査の概要

以下の関係機関等が業務上関わった貧困事例について、県職員等が聴き取りシートを基に調査を実施し、35事例を収集しました。(事例数が少数であるため、統計的技法は用いず、事例検証を目的としました。)

- ① 児童相談所、福祉事務所、保育所及び学校等
- ② 当事者（児童養護施設、NPOからの間接聴き取り）
- ③ 医療従事者

## 3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困につながる要因と課題）

聴き取り事例について、貧困につながる要因別に集計した結果は下表のとおりです。

注) 貧困につながる要因は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」(平成23年8月)において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」の分類を使用した。

貧困につながる要因の別	件数	割合
① 家計の不安定 (うち、生活保護受給)	35 (16)	100% (46%)
② 生活の負担(多忙など)	2	6%
③ 疾病・疾患等	16	46%
④ 家族の人間関係 (離婚・別居・死別・暴力・無関心など)	28	80%
⑤ 孤立	10	29%
⑥ 貧困の連鎖	3	9%
⑦ その他(不十分な日本語能力・若年出産など)	8	27%

※複数の事象に該当する事例が多いため、合計は100%にならない。

経済的に困窮している家庭であると思われる事例を調査していることから、全ての事例が「①家計の不安定」に該当しており、約半数の世帯が生活保護を受給しています。また、2番目に多いのは、「④家族の人間関係」で、8割の事例が該当しており、次いで、「③疾病・疾患等」が5割弱となっています。

(1) 聴き取りを行った家庭の特徴

今回聴き取り調査（35 事例）を行った家庭の特徴として、ひとり親（母親）家庭が 22 事例、親自身の精神疾患（うつ病等）が 11 事例みられました。

また、ひとり親家庭で、行政や地域からの支援を受けず、祖父母等（親族）からの金銭面を含むサポートも一切受けていない、いわゆる社会的孤立にある状況が 10 事例に見受けられました。

このほか、親の学歴が高校中退や高卒の場合が 19 事例、ひとり親家庭で子どもが 3 人以上いる多子世帯が 17 事例みられました。

(2) 聴き取り結果の分析

① 貧困につながる要因「①家計の不安定」

状態	さまざまな理由で就労が困難になるなどして、経済的に困窮し普通の生活が送れていないケース。本調査は、各関係機関に「貧困が疑われる事例」を抽出するよう依頼した上で行われたものであることから、全ての事例が該当。
	【原因】就労の不安定、失業、事業不振、親族の経済援助停止・減少、養育費未払い等
件数	全事例 (35 事例) が該当し、うち 16 事例 (46%) が生活保護を受給

② 貧困につながる要因「②生活の負担（多忙など）」

状態	子育てと仕事の両立に多忙を極めているケース。
件数	2 事例が該当

③ 貧困につながる要因「③疾患・疾病等」

状態	親が、けがや病気、精神疾患・精神不安定、浪費癖やアルコール依存、異性依存といった疾患・疾病、身体障がい・精神障がい等を抱えているケース。
件数	16 事例 (46%) が該当

④ 貧困につながる要因「④家族の人間関係」

状態	配偶者との離婚・別居・死別等により、ひとり親となったケース、配偶者暴力や家族の不仲により家族関係が悪化する等、家族の人間関係の問題が背景にあるケース
件数	28 事例 (80%) が該当

⑤ 貧困につながる要因「⑤孤立」

状態	世帯が地域から孤立することなどによって、経済面や生活面で、公的な支援や、親族や地域社会等からの支援を受けることができていないケース
件数	10 事例 (29%) が該当

## ⑥ 貧困につながる要因「⑥貧困の連鎖」

状態	親が子ども時代に経済的困窮にあり、それが次の世代に引き継がれてしまっているケース。今回の調査では、父母等が育った環境について具体的な資料が乏しく、確認できなかったケースが多い。
件数	3事例が該当

## ⑦ 貧困につながる要因「⑦その他」

状態	上記の①から⑥以外で特徴ある事象が背景にあるケース
件数	保護者の不十分な日本語能力（3事例）、若年出産で支援が届いていない（5事例）。

注）今回の調査は、統計学的な抽出によらず、各関係機関に対して「貧困が疑われる世帯」を各機関の判断で抽出するよう依頼したうえで行われたものであることから、上記表中および文中の率は、本県の貧困につながる要因を割合として表すものではありません。

## (3) 支援が必要な家族の適切な把握

今回の聴き取り事例（35事例）のうち、保護者から各機関への相談により世帯の状況が把握されるに至ったケースは11件（生活保護5件、DV3件、保育料等の相談3件）でした。

このほかの24ケースは、児童虐待通報、保育料の滞納や不登校の発生等により保育所や学校等が家庭の状況を把握し、各種支援を開始したものであって、保護者自らの「SOS」によるものではありませんでした。

このような、自ら「SOS」を発することのない家庭を適切に把握し、必要な支援を適切に行う必要があります。

## (4) 聴き取り調査の結果をふまえた対応

聴き取り調査を行った家庭では、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接する機会の欠如や、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があることが明らかになりました。

こうした世帯を適切に把握し、家庭へのサポート等を包括的に行うことができれば、個々の状況に応じた必要な支援策（教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援等）を関係機関において一層効果的に行うことができ、課題がより深刻になる前の早期解決につながります。

このため、国の大綱に掲げられた、子どもの貧困対策のための各種支援策（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に加え、行政や民間機関が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていく取組（包括的かつ一元的な支援）を進めます。

## IV 基本理念と基本方針

## 1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を発揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念（※）の通り、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもたちが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

※「三重県子ども条例」の基本理念（第3条）

- ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
- ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
- ◆子どもの力を信頼すること。

## 2 基本方針

## (1) 子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施

第一に子どもに視点を置いて、子どもを権利の主体としてその生活や成長を保障する観点から、既存の子ども関連施策を基本に、その成長過程に応じた必要な施策を切れ目なく実施するよう配慮します。

## (2) 子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進

子どもの貧困の実態は見えにくく、とらえづらいつとされています。子どもの貧困の実態を的確に把握し、その実態をふまえた対策を推進します。

## (3) 教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障

学校を貧困対策のプラットフォーム（※）と位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、福祉関係機関等と連携した貧困の状況にある子どもたちへの支援に取り組みます。

※学校を貧困対策のプラットフォーム：国の大綱において、用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

## (4) 保護者に対する支援

子どもが経済面だけでなく、心身共に安心して生活し学べる環境が整うよう、保護者自らが、自己の課題に主体的に取り組み、その生活が安定するよう支援します。

## (5) 緊急度の高い世帯への配慮

生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子ども及び児童養護施設等に入所している子どもなど、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労及び生活等の各種支援を講じるよう配慮します。

## V 具体的取組と計画目標

## 1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に包括的かつ一元的な支援を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに平成31年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（平成28年度～平成31年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度～平成31年度）、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」及び「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：平成27年度～平成31年度）、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～平成41年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～平成36年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

## 【全体のモニタリング指標】

	項 目 名	現 状
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯における子どもの数（人）とその割合	2,137人 0.72%（H26）
<input type="checkbox"/>	子どもの貧困率（全国）※H25年国民生活基礎調査	16.3% （H24）
<input type="checkbox"/>	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国） ※H25年国民生活基礎調査	54.6% （H24）

注）モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標： 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## 2 具体的な取組

## (1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

## ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開



ア 学校教育による学力保障

- ・ 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セット等を活用し、授業方法等の工夫改善を継続的に進めるとともに、家庭・地域と連携して子どもたちの学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。また、県指導主事等が小中学校を積極的に訪問し、学力向上の取組の支援を行います。(教育委員会)
- ・ 子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、教員の授業力向上や授業改善につながる研修を推進します。(教育委員会)

イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・ 社会的な背景により多様な課題を抱える子どもたちに対する教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。(教育委員会)
- ・ ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・ 地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動などに取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を促進します。(教育委員会)
- ・ 地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 地域で子どもたちの体験活動等に取り組む関係者のネットワークを構築します。(教育委員会)
- ・ 貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

エ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ 小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもたちの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組む、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)

- ・ 県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。（教育委員会、環境生活部）
- オ その他の教育支援
- ・ 市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めます。（教育委員会）
- ② 幼児教育に係る経済的負担の軽減
- ・ 国の動向等をふまえ、多子世帯の負担軽減や低所得世帯の負担軽減など、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ③ 義務教育段階の就学支援の充実
- ・ 生活保護費の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援について推進します。（健康福祉部）
  - ・ 教員を対象に、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会、教育相談に携わる教員が相互につながりネットワークを広める研修会、家庭、地域、保健・福祉等との連携のあり方を学ぶ研修会を開催し、貧困をはじめとするさまざまな教育相談に関する資質の向上を図ります。（教育委員会）
  - ・ 福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを学校の要請に応じて派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。（教育委員会）
- ④ 高等学校等就学に対する教育機会の提供
- ・ 県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、市町村民税所得割の額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
  - ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。（教育委員会、環境生活部）
  - ・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。（教育委員会）
  - ・ 「生活保護法」に基づく保護を受けている者およびこれに準ずる者などの授業料の全部または一部を減免します。（教育委員会）
  - ・ 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、自立

更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。

(健康福祉部)

- ・ 保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、授業料や入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・ 資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・ ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に就学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 低所得者世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(健康福祉部)

⑤ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・ 特別支援学校に就学する子どもたちの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)
- ・ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。(教育委員会)
- ・ 発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM (Check List In Mie: 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)

⑥ 大学等進学に対する教育機会の提供

- ・ 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学の授業料免除等を行います。(健康福祉部医療対策局、農林水産部)
- ・ 養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(健康福祉部医療対策局、健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(健康福祉部医療対策局)
- ・ ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 低所得者世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(健康福祉部)

- ・ ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)
  - ・ 大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ⑦ 生活困窮世帯等への学習支援
- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む。)の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(健康福祉部)
  - ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)
  - ・ 児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等の学習を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)

## 【目標とモニタリング指標】

	項目名	現 状	平成 31 年度
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町 (H26)	29市町
■	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	98.8%
■	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	98.8%
■	放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校 22.7% 中学校 13.7% (H27)	小学校 27.0% 中学校 18.0%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,463人 11.61% (H25)	—
□	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	90.0% (H26)	—
□	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合	83.3% (H26)	—
□	スクールソーシャルワーカーの配置人数	8人 (H27)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (H26)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	24.2% (H26)	—

□	児童養護施設の子どもの大学等進学率	18.2% (H26)	—
---	-------------------	----------------	---

注) 目標は■ モニタリング指標は□

モニタリング指標： 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## (2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

### ① 保護者の生活支援

#### ア 保護者の自立支援

- ・ 生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業を行います。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施するとともに、市町（福祉事務所設置自治体）においても取組が進むよう、必要な情報提供を行います。（健康福祉部）
- ・ 三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の拡充を図り、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を進めます。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 女性相談所において、配偶者等からの暴力（DV）被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）

#### イ 子育ての支援

- ・ 児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。（健康福祉部子ども・家庭局）

- ・ 家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 平成 26 年度に策定した「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に進めるよう支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ ひとり親家庭等の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブを利用するひとり親家庭を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 保育士等を対象とした人権保育専門研修により、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。（健康福祉部子ども・家庭局）

#### ウ 保護者の健康確保

- ・ 特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成 26 年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。（健康福祉部医療対策局）
- ・ 生活保護受給者が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の医療費扶助によって必要な支援を行います。（健康福祉部）

### ② 子どもの生活支援

#### ア 児童虐待への対応

- ・ 児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。（健康福祉部子ども・家庭局）

#### イ 社会的養護の充実

- ・ 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設の下で安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。（健康福祉部子ども・家庭局）
- ・ 社会的養護を必要とする子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、平成 26 年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的

養護の推進を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)

ウ 子どもの健康確保

- ・ 子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査を支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(健康福祉部医療対策局)

エ 子ども向け電話相談の運営

- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「少年相談 110 番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、三重県警察本部)

オ 子どもの居場所の確保

- ・ 放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会、健康福祉部)
- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(健康福祉部子ども・家庭局、健康福祉部)

③ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- ・ 自立援助ホームに入居する子ども等に対する就職活動等の自立支援を行うとともに、児童養護施設等を退所した子ども等が施設等に帰省した際の宿泊費用等の経費の補助をするなど、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

イ 若者への就労支援

- ・ 国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)
- ・ 若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。

- (雇用経済部)
- ・ 地域若者サポートステーションにおいて、自立訓練や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援する人材育成を行います。(雇用経済部)
  - ・ 働く意欲のある若者が、経済状況に関わらず、技能習得の機会を与えられるよう、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

## ④ 住宅支援

- ・ 母子世帯、父子世帯、多子世帯など住宅困窮度の高い子育て世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、子育て世帯の居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。(健康福祉部)
- ・ ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

## 【目標とモニタリング指標】

	項 目 名	現 状	平成 31 年度
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8 市町 (H26)	29 市町
□	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)相談件数	233 件 (H26)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.4% (H26)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	57.9% (H26)	—
□	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	5.7% (H26)	—
□	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校等卒業後)	72.7% (H26)	—
□	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24 市町 (H26)	—
□	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10 市町 (H26)	—

注) 目標は■ モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

## (3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行い



ます。

① 親の就労支援

- ・ 生活保護受給者に対して、就労準備段階における支援、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる就労支援を行います。早期の自立が見込まれる者については、福祉事務所とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、集中的な就労支援を行います。また、一定の条件を満たす者に、就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。(健康福祉部)
- ・ 生活困窮者に対して、一定の条件を満たす者に、就労準備段階から一般就労に向けた支援を行うとともに、就労が可能な者に対しては、自立相談支援事業による就労支援を実施します。早期の自立が見込まれる者については、自立相談支援事業を実施する機関とハローワークとの連携により、就労支援チームを設置し、決定された支援方針に基づき、集中的な就労支援を行います。(健康福祉部)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給(自立支援教育訓練給付金)や修学期間中の経済的支援(高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業)を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ・ 就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託し実施します。(雇用経済部)
- ・ 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。(雇用経済部)
- ・ 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間の短縮化や訓練開始時間を通常より遅くし、就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。(雇用経済部)
- ・ 就労意欲を持つ女性に対し、キャリアカウンセリングを実施するとともに、女性向けセミナーおよび企業向けセミナーの開催、再就職支援ウェブサイトの運営、研修等により再就職を支援します。(雇用経済部)
- ・ 国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セ

ミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

## ② 親の学び直しの支援

- ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

### 【目標】

	項 目 名	現 状	平成 31 年度
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	—	540 人
■	三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	3 件 (H26)	40 件
■	高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	90%

注) 目標は■で表記

## (4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

### ① 手当の支給等による支援

- 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- 児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)
- 低所得者世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(健康福祉部)
- 結婚歴のないひとり親家庭に対する、所得税法等における寡婦(夫)控除のみなし適用の拡大について検討します。(健康福祉部子ども・家庭局)

### ② 養育費の確保に関する支援

- 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。(健康福祉部子ども・家庭局)

### 【目標とモニタリング指標】

	項 目 名	現 状	平成 31 年度
■	母子家庭で養育費を受給している割合	45%	60%

		(H26)	
<input type="checkbox"/>	母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250 万円未満 (H26)	—
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	—

注) 目標は■ モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標： 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

#### (5) 包括的かつ一元的な支援

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

- ① 行政内部の連携や行政、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築
  - ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。(健康福祉部子ども・家庭局)
- ② 相談機能の強化
  - ・ 県の相談窓口（県福祉事務所、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター）において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよう体制整備を図ります。(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局)
  - ・ 生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(健康福祉部、健康福祉部子ども・家庭局)
  - ・ 地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(健康福祉部)
  - ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会を実施し、県内各地域での外国人相談窓口での機能の充実を図ります。(環境生活部)
  - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣や、研修会の開催等による教員の資質の向上等により、学校における貧困をはじめとするさまざまな教育相談に対応する相談機能の充実を図ります。(教育委員会)

## ③ 子どもの貧困対策推進に向けた機運の醸成

- ・ 子どもの貧困に関する周知啓発等を行い、県、市町、学校、関係機関・団体、企業、そして県民が連携協働して子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)

## 【目標】

	項 目 名	現 状	平成 31 年度
■	子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	29 市町

注) 目標は■で表記

## VI 計画の推進体制

## 1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

## (1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組めます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

## (2) 市町の役割

住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策に取り組めます。

## (3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

## 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

- 「V 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにしたうえで、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。
- 改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県民へ情報提供します。
- 国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実態把握や取組の改善に努めます。

## —参考資料—

○子どもの貧困対策の推進に関する法律

○子供の貧困対策に関する大綱（概要） ※内閣府作成資料

○実態調査

聴取調査の概要と貧困につながる要因

聴取シート（様式）

○「子どもの貧困率」について ※国民生活基礎調査資料

○三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会設置要綱 等

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### （法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### （子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。



- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二六年一月政令四号により、平成二六・一・一七から施行]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
  - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
  - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
  - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
  - ひとり親家庭の親の就業率  
・母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)  
・父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
  - 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- など、25の指標

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
  - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
  - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
  - ・ 大学等奨学事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### <生活の支援>

- 保護者の生活支援
  - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
  - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
  - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

## 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)  
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /  
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)  
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)  
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)  
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)  
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
  - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
  - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
  - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
  - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

#### 生活の支援

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
  - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
  - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

### 指標の改善に向けた当面の重点施策

#### 保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

#### 経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

#### 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

#### 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

## 実態調査「資料」

### 聴取調査の概要と貧困につながる要因

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
01	虐待（ネグレクト）	ひとり親（母）。母は精神疾患により失業し、生活保護受給中。母の浪費により食べるものに困ることがある。母は短大卒。子どもへの愛着はある。民間賃貸住宅。地域とのつきあいはないが母の親族と交流あり。社協の権利擁護事業を開始。	①③④	情緒不安定、 円形脱毛
02	養育困難	ひとり親（母）。望まない妊娠による第1子出産（自己申告）による養育拒否（病院からの連絡）。保育園には不登園気味（母が通わせない）。母は高校卒。民間賃貸住宅。過去に車上生活と無銭飲食による逮捕歴。地域活動不参加（前住地でもトラブル）だが、母方の親族との交流あり。	①④	不登園気味
03	虐待のおそれ	父のDVにより母子生活支援施設に入所。母による虐待のおそれがあり、子どもを児童養護施設に分離。両親に精神疾患あり。父は非正規雇用。市町村民税非課税。父の学歴不明、母は中卒。母は県外出身で父と結婚するまで各県を転々。民間賃貸住宅。地域活動に参加していないが、父の親族と交流あり。	①③④	
04	不登校 無国籍	ひとり親（父）。父は身体の病気により失業。生活保護受給中。母（外国籍）は10年以上前に死亡。父の病気を心配して子どもが不登校になったが現在は児童養護施設入所。日本国籍を取得。父は中卒。父子関係は良好。民間賃貸住宅。父は県外出身で地域とのつながりなし。	①③④⑤	側弯症 不登校
05	虐待（身体）	ひとり親（母）。母は非正規雇用。市町村民税非課税。子育てと仕事の両立に疲労。母は被虐待・リストカット・不登校の経験あり。性格は几帳面。母は短大中退。公営住宅。生活上、地域活動に参加していないが、母の親族との交流あり。	①②④⑥	
06	養育困難	ひとり親（母）。母はアルコール依存症治療中で失業し、生活保護受給中。母も被虐待の疑いがあり、小学生のときから喫煙、10代で妊娠中絶。虐待（ネグレクト）あり。ゴミの放置あり。公営住宅。母は県外出身で地域とのつながりなし。	①③④⑤⑥	多動傾向

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

## 実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
07	養育困難	父母と子ども。多子世帯。父母とも非正規雇用。父母とも窃盗逮捕歴あり。子どもへの虐待あり（第2子を殴り第2子は児童養護施設入所。不衛生。虫歯。食育不全）。民間賃貸住宅。地域活動に参加していないが、母方の親族との交流あり。	①④	軽度の知的障がい
08	親族里親申請	祖父母と子ども（離婚し子どもを引き取った父が10年以上前から行方不明）。祖父母の年金・親族里親手当などで生活。祖父の医療費が家計を圧迫。市町村民税非課税世帯。祖父母と子どもの関係は良い。持家。地域活動に参加していない。進学は断念。	①③④	不登校傾向
09	生活保護	父母と子ども。多子世帯。父は病気・障がいにより働けず、母はパート就労。生活保護受給中。両親とも高卒。民間賃貸住宅。第2子、第3子は経済的理由で部活動を断念。第2子は奨学金で大学進学。	①③	
10	父のDV	父のDVと子どもへの虐待により、母子生活支援施設に入所。多子世帯。非正規雇用。生活保護受給中。母は高卒。母は部屋の片づけができない。文章を書くことが苦手で履歴書で就職失敗。施設・職場でトラブルが多い。母の親族との交流あり。	①④	多動
11	生活保護	ひとり親（母）。多子世帯。離婚のストレスで仕事ができず、生活困難で生活保護開始。現在はパートタイムで就労。法テラス利用により父からの養育費の支払い開始。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①④	低身長
12	父のDV	ひとり親（母）。多子世帯。父のDVから逃れ実家のある市町で生活。母がうつ病を発症し生活保護を開始。母は障害基礎年金を受給。父から不定期ながら養育費支払いあり。母はアルバイト開始。母は専修学校等卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。第1子は親族の支援により大学進学。	①③④	多動・発達障害 ・不登校
13	父のDV	ひとり親（母）。父のDVにより離婚。非正規雇用。生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅。地域活動に積極的に参加。母の親族と密接な交流あり。	①④	
14	生活保護	ひとり親（母）。母の病気のため働けなくなり生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①③④	

注）「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

## 実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
15	生活保護	父母と子ども。多子世帯。父は仕事が続かない傾向。母は内職。生活保護受給中。父に身体障がい。母にひきこもり傾向。養育力不足が指摘されている。父母ともに高卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。父は積極的にPTA活動に参加。	①③	
16	父のDV	ひとり親（母）。父のDVにより母子生活支援施設入所中。母に軽度の知的障がい、ストレス時の自傷行為があり、歯がない。劣等感・被害妄想が強い。児童虐待（ネグレクト）。母は高卒。母は県外出身であり、地域とのつながりはない。	①③④⑤	発達の遅れ
17	父のDV	母と内縁の父と子ども。父の暴力により一時保護歴。内縁の父の子どもへの話し方がきつい。両親とも失業中だが生活保護は受給していない。母は高卒。民間賃貸住宅。母は県外出身であり、地域とのつながりはない。	①④⑤	暴力行為
18	父のDV	母と子ども。多子世帯。母はパート。市町村民税非課税世帯。母に過呼吸発作、リストカット歴。子どもを叩くなどの虐待が見られる。母は高卒。母の養育能力が低い。民間賃貸住宅。母の親族との交流あり。	①④	学習の遅れ・情緒不安定・自傷行為
19	発育相談	ひとり親（母）。多子世帯。父のDVにより母子生活支援施設一時保護。その後離婚により生活保護開始。母は遅刻などで仕事が続かない。長女は高校を中退しアルバイト。母は養育力不足。家の中にごみの放置が見られる。食事はお菓子やパン、ご飯のみのときあり。民間賃貸住宅。地域とのつながりなし。	①④⑤⑦	多動
20	出産相談	父母と子ども。多子世帯。母に養育不安。父は就労、母は内職をしており、生活保護は受給していない。民間賃貸住宅。親族との関係が悪く支援が受けられない。父は保育所の行事に積極的に参加。	①	
21	滞納	父母と子ども。多子世帯。父は運転手で知的障がい傾向。母子に手を上げる傾向。母はパート勤務だが長続きしない。生活保護は受給していないが低所得。子どもを風呂に入れない、破れた服を着せる。公営住宅。親族との交流あり。	①	

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）



## 実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
22	児童扶養手当相談	ひとり親(母)。祖母(母の母)、叔父(母の弟)と同居。母は非正規雇用、仕事が続かない、うつ病で通院。子どもへの虐待(ネグレクト、叩く)あり。子どもを風呂に入れない、洗濯しない、ごみの放置が見られる。母は中卒。公営住宅。祖母が地域活動に参加。	①③④⑦	
23	滞納	ひとり親(母)。叔母(母の妹)とその家族と同居。母はパート勤務をしているが長続きしない。所得が低く浪費癖。民間賃貸住宅。ママ友との交流に積極参加。母の子どもへの愛情は強い。	①④	
24	入園費用	父母(内縁関係)と子ども。多子世帯。父の現在の仕事は不明。生活保護は受給していないが所得が低い。母も子どもも虫歯が多い。民間賃貸住宅。	①	
25	遅刻増加	ひとり親(母)。多子世帯。祖母(母の母)、叔父(母の弟)と同居。母は夜勤専門の仕事。所得が低い。子どもの学力が低い。母は養育力不足。不衛生(風呂に入らない、ごみの放置)、食育不全。持家。母の行政への不信感が強い。	①④	
26	父の葬儀	ひとり親(母)。母は外国籍。片言の日本語。母にひきこもりと奇行あり。母は無職だが生活保護は受給していない。子どもはコンビニやアルバイト先で食事。民間賃貸住宅。子どもの就職先決定。	①③④⑤⑦	
27	滞納	父母と子ども。多子世帯。父は運転手。母は精神疾患で通院。アルバイトしてもすぐに辞める。所得が低い。父母の養育力が不足。風呂に入らない、洗濯しない、ごみの放置などの不衛生。子どもに適切な食事が与えられていない。子どもの学校行事の参加断念、学校費用の未払いあり。母は中卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流はあると思われる。	①③④⑦	情緒障がい、知的障がい
28	不登校	ひとり親(母)。母は非正規雇用。浪費癖あり。養育力不足。子どもが病気の時受診しなかったことがある。朝ごはん・昼ごはんを用意できないときがある。母は高卒。民間賃貸住宅。母の親族との交流はあると思われるが、地域活動に参加していない。	①②④⑤	不登校

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担(多忙など)、③疾病・疾患等、④家族の人間関係(離婚・別居・死別・暴力・無関心など)、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他(不十分な日本語能力など)

## 実態調査「資料」

NO.	相談経緯	聴取調査の概要	貧困につながる要因	子どもの状態
29	養育困難	元義父と子ども。母（外国籍）は不同居。生活保護受給中。養育力不足。虫歯が多い。子どもに適切な食事が与えられていない。児童虐待（ネグレクト）。公営住宅。地域とのつきあいはないと思われる。	①④⑤⑦	素行不良
30	養育困難	祖母、叔父家族と子ども。外国籍。生活保護受給中。子どもに適切な食事が与えられていない。公営住宅。コミュニティの絆は強い。	①④⑦	不登校
31	養育困難	ひとり親（母）。母は精神疾患（薬物中毒による後遺症）により就労できないため生活保護受給中。母は中卒。民間賃貸住宅（一時子どもと離れ入院歴）。社協の権利擁護事業、介護ヘルパー及び薬物依存更正施設のサポートを受ける。	①③④⑥	学習の遅れ、情緒不安定
32	養育困難	両親とも軽度知的障がい者（ともに中卒）。自己破産（浪費癖）歴あり。公営住宅から現在は障がい者施設に入所。養育力不足（食事を与えない）による子の低身長。子は施設入所。小中学校時は支援学級であったが、学習指導を受けながら高校卒業。その後県内企業に就職し安定就労中。	①③	低身長
33	養育困難	ひとり親（母）と子ども。多子（5人）世帯（うち2人は別居）。疾病により失業し生活保護受給中。民間賃貸住宅。第1子は、日本語検定1級合格も経済的理由で大学進学を断念し就職。母子のつながりは良好。日本での生活における不信感（就労や教育での差別や言語問題）が強い。	①③④⑤⑦	
34	養育相談	ひとり親（母）と子ども。多子世帯。父のDVにより県外から母子生活支援施設に入所。母は就労しているが生活保護受給中。養育力不足。地域活動に参加していない。	①④⑤⑦	発達遅滞
35	養育相談	父母と子ども。父は派遣社員。母はアルバイト。所得が低く生活保護受給中。父母の養育力不足。母は情緒不安定で軽度の知的障がいの疑い。	①	脳障がい

### 【引用文献】

表の「貧困につながる要因」は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」を使わせていただいた。

#### ①家計の不安定

・就労の不安定

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾病・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

## 実態調査「資料」

---

- ・失業、事業不振
- ・親族の経済援助の停止、減少
- ・養育費の未払い 等

### ②生活の負担

- ・親族の介護
- ・保護者の多忙によるコミュニケーション不足 等

### ③疾患・疾病等

- ・身体の病気
- ・怪我
- ・精神疾患、精神不安定
- ・浪費癖、アルコール依存、異性依存 等

### ④家族の人間関係

- ・配偶者との離婚、別居、死別
- ・DV
- ・家族の不和
- ・保護者の無関心、愛情の欠如、家族間のコミュニケーション不足 等

### ⑤孤立

- ・公的サービスの情報不足
- ・公的サービス享受できない、社会からの孤立 等

### ⑥貧困の連鎖

- ・経済的貧困の連鎖
- ・児童虐待の連鎖 等

### ⑦その他

- ・不自由な日本語能力
- ・若年出産（支援がない場合） 等

注)「貧困につながる要因」番号の説明： ①家計の不安定、②生活の負担（多忙など）、③疾患・疾患等、④家族の人間関係（離婚・別居・死別・暴力・無関心など）、⑤孤立、⑥貧困の連鎖、⑦その他（不十分な日本語能力など）

1. 施設における最近の傾向について ◆相談件数・人は、正確な数値で、割合はおおよそで結構です。

①相談件数の推移（最近3年間）	平成24年度：延べ 実質 件 人	平成25年度：延べ 実質 件 人	平成26年度：延べ 実質 件 人
②問合せから実際の支援にいたる割合	平成24年度： 割	平成25年度： 割	平成26年度： 割
③相談内容の傾向 ★従来から多い内容	貧困に至る背景		
	貧困の状況		
④相談内容の傾向 ★最近増加傾向にある 内容（上記と異なる場 合に記入）	貧困に至る背景		
	貧困の状況		
⑤支援策についての評 価・課題	対象者に情報が届いているか		
	利用者が使いやすい制度に なっているか		
	支援が不足している分野は ないか		

2. 事例について ◆代表的な事例・最近よく見られる事例について記入して下さい。

1) 相談に至った経緯について

①相談経由先	保育所・幼稚園	小・中学校	高校	民生委員
	NPO	地域住民	その他（ ）	
②相談に至った 詳細な経緯				

2) 対象者の家庭状況について ◆はっきりと聞き取り出来ていない場合は、空欄で結構です（推測では記入しないで下さい）

①家族構成	父・母・子ども（ ）人・祖父・祖母・その他（ ）			
②親の学歴	【父】・中卒・高卒・短大・高専卒・大学、大学院卒・専修学校等卒			
	【母】・中卒・高卒・短大・高専卒・大学、大学院卒・専修学校等卒			
③同居の家族	父：（ ）歳代	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
	母：（ ）歳代	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
	その他：（ ）歳代	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
	その他：（ ）歳代	病気や障害、中毒症、刑罰等の有無や程度について	国籍（日本籍・外国籍）	
④子どもについて 【第1子】	（ ）歳（男・女）	国籍（日本籍・外国籍）	出生時の両親の年齢	父（ ）歳位 母（ ）歳位
	病気や障害の有無（有・無）	有の場合（詳細内容）		
⑤子どもについて 【第2子】	（ ）歳（男・女）	国籍（日本籍・外国籍）	出生時の両親の年齢	父（ ）歳位 母（ ）歳位
	病気や障害の有無（有・無）	有の場合（詳細内容）		
⑥子どもについて 【第3子】	（ ）歳（男・女）	国籍（日本籍・外国籍）	出生時の両親の年齢	父（ ）歳位 母（ ）歳位
	病気や障害の有無（有・無）	有の場合（詳細内容）		
⑦家庭の周囲の環境 (祖父母や親族等)				
⑧家庭の所得	50万円未満・50～100万円未満・100～150万円未満・150～200万円未満・200～250万円未満 250～300万円未満・300～350万円未満・350～400万円未満・400～450万円未満・450～500万円未満・500万円以上			
⑨家庭の就労状況	職業： 給与収入： 万円 児童扶養手当： 万円 年金等： 万円 その他（ ）： 万円			
⑩生活保護の有無	受給している 受給していない（市町村民税非課税、均等割・所得割適用、所得税課税世帯、不明）			
⑪住居の状況	県営住宅・市営住宅・民間賃貸住宅・持ち家（戸建て等）・その他（ ）			
⑫その他				

3) 貧困状況の主な要因として考えられること

①主な要因	失業中である	非正規雇用である	所得が低い	虐待や養育力不足
	借金を抱えている	病気や障がいによる経済的負担が大きい		浪費癖がある
②その他の要因、 詳細やその背景				

4) 貧困の状況について

①生活面での状況	身体的・精神的虐待がみられる			
	不衛生な面（お風呂に入っていない、洗濯していない、ごみの放置）がみられる			
	病院などに通えていない	★健康保険への加入（有・無）		
	食育不全（食事をとっていない、栄養不足であるなど）がみられる			
	その他（ ）			
②教育面での状況	退学や不登校	進学の断念	いじめがある	素行不良
	学校行事（修学旅行等）参加の断念		体操服・給食費等必要経費の未払い	
	その他（ ）			
③社会における状況	地域活動に参加していない			
	その他（ ）			
④その他の状況 詳細やその背景				

◆添ページ（シート）もありますので、続けて記入をお願いします。

5) 対象者が求めている支援の具体的な内容

◆区分は、「子供の貧困対策に関する大綱」に沿っています。

①教育の支援	学校における支援	
	幼児教育における支援	
	就学支援 (義務教育～高校)	
	大学等への進学機会	
	生活困窮世帯等への学習支援	
	その他	
②生活の支援	保護者の生活支援	
	子どもの生活支援	
	子どもの就労支援	
	その他	
③就労支援	保護者の就労支援	
	その他	
④経済的支援	各種金銭支援制度や貸付金等について	
	その他	
⑤その他		

6) 受けている支援策の内容や問題点について

◆利用の有無にかかわらず記入して下さい。対象外の場合は、「-」と記入して下さい。

項目	支援策の内容	利用状況	利用者に情報が届いているか	利用者が利用しやすい仕組みになっているか	利用者が継続できる仕組みになっているか	対象者の状況改善・自立につながったか	つながった場合の改善状況	つながらなかった場合の理由	支援策の改善が必要な点
①教育の支援	学習ボランティア等の利用								
	奨学給付金								
	その他( )								
②生活の支援	相談支援								
	家庭生活支援の派遣								
	その他( )								
③保護者の就労支援	高等職業訓練促進給付金の給付								
	技能習得講習会等の受講								
	その他( )								
④経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の利用								
	一人親家庭等医療費助成								
	その他( )								

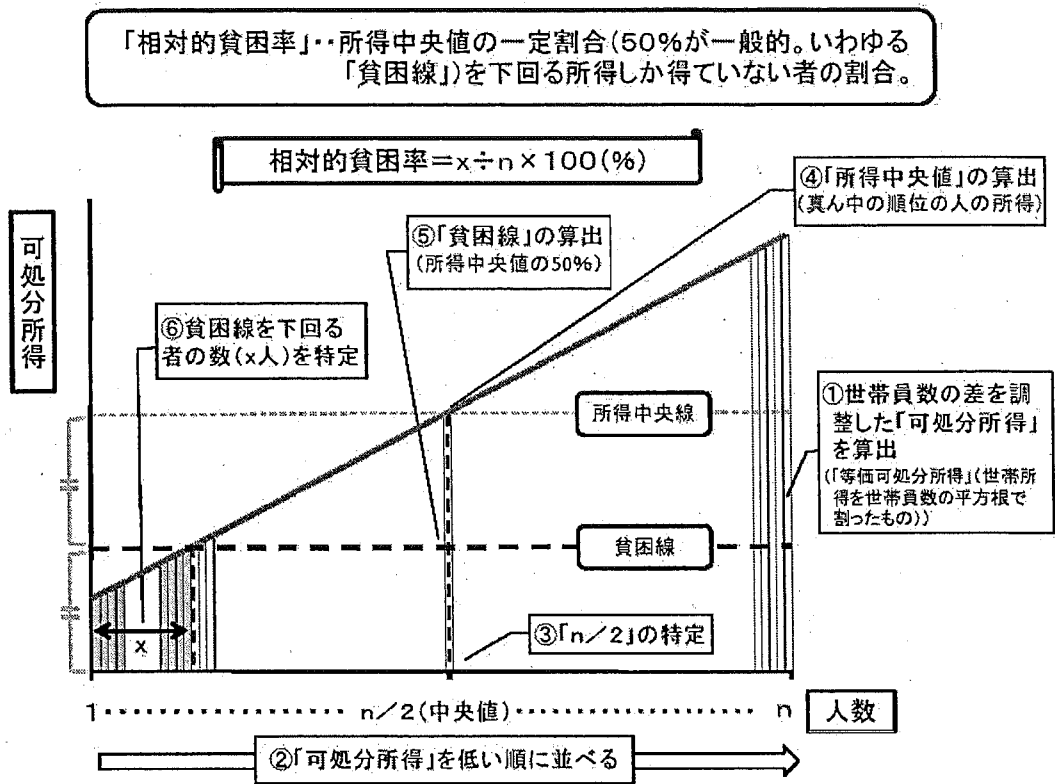
7) 特に必要と考えられる支援や改善への提案等がありましたら、出来るだけ具体的にご記入ください。

◆事前に記入いただく内容は以上です。詳細は、ヒアリングの際にお伺いさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

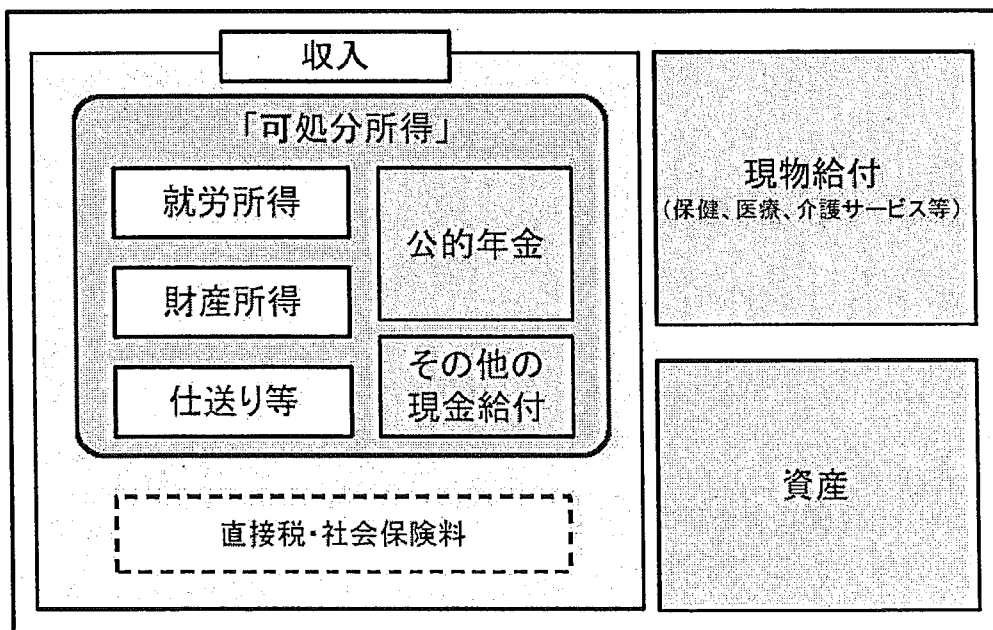
## ■子どもの貧困率

子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

相対的貧困率とは、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



## 三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るために、三重県では、子どもの貧困対策に関する三重県子どもの貧困対策計画を策定する。

この計画の策定にあたり、「三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 三重県子どもの貧困対策計画の策定にかかる審査及び検討。
- (2) その他必要な事項

### (組織等)

第3条 検討委員会は、委員若干名をもって構成する。

- 2 検討委員会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを決定する。
- 3 会長は、会務を総括し、必要があるときは随時検討委員会を招集し、その議長となる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者に検討委員会への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 5 会長が不在のとき、又は事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

### (期間)

第4条 検討委員会の設置期間は平成28年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課が行う。

### (留意事項)

第6条 委員は、検討委員会において知り得た個人に関する情報を、正当な理由なく他人に知らせてはならない。また、委員の職を離れた場合も同様とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成27年4月3日から施行する。

三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会 委員名簿

氏名	所属職名	分野
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表	NPO
大森 順子	女性のための離婚相談 まえむき IPPO 主宰	ひとり親家庭
鍵山 雅夫	三重県児童養護施設協会 会長 (児童養護施設 里山学院施設長)	社会的養護
菌部 功	市福祉事務所代表 (松阪市福祉部長兼福祉事務所長)	行政
藤井 光照	三重県小中学校長会代表 (いなべ市立丹生川小学校長)	行政
藤谷 俊文	三重県保育協議会会長 (社会福祉法人フジ福祉会 フジ保育園園長)	保育所代表
松井 慎治	三重県高等学校長協会代表 (県立伊勢高等学校長)	行政
道中 隆	関西国際大学 教育学部 教授	学識経験者
吉田 明弘	皇學館大学 教育学部 准教授	学識経験者

(五十音順) 敬称略



## 三重県子どもの貧困対策計画策定検討委員会 検討の記録

### 1 第1回検討委員会

- (1) 日時 平成27年5月28日(木) 13:30~15:10
- (2) 場所 三重県社会福祉会館 研修室1
- (3) 議事
  - ・会長選出
  - ・今後の進め方及びスケジュール
  - ・実態調査の実施について
  - ・子どもの貧困を示す指標及び三重県のH27年度関連事業について
  - ・その他

#### ◆実態調査の実施

平成27年5月29日から平成27年10月31日まで

### 2 第2回検討委員会

- (1) 日時 平成27年9月3日(木) 15:00~17:15
- (2) 場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室
- (3) 議事
  - ・三重県子どもの貧困対策計画(仮称)骨子案について
  - ・その他

### 3 第3回検討委員会

- (1) 日時 平成27年11月19日(木) 13:30~15:45
- (2) 場所 三重県地方自治労働文化センター 自治研修室
- (3) 議事
  - ・第二回三重県子どもの貧困対策計画(仮称)策定検討委員会の意見に対する考え方について
  - ・三重県子どもの貧困対策計画(仮称)中間案(案)について
  - ・その他

#### ◆パブリックコメント

平成27年12月11日から平成28年1月13日まで

### 4 第4回検討委員会

- (1) 日時 平成28年1月26日(火) 13:30~15:30
- (2) 場所 吉田山会館 第206会議室
- (3) 議事
  - ・三重県子どもの貧困対策計画 最終案(案)について
  - ・その他